

製品安全データシート

三硫化アンチモン P2、P3、P4

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称：	三硫化アンチモン
会社名：	日本精鉱株式会社
住所：	東京都新宿区下宮比町3-2
担当部門：	日本精鉱株式会社営業部
連絡先：	電話番号(03)3235-0031 FAX番号(03)5261-7335
緊急連絡先：	日本精鉱株式会社 中瀬製錬所 品質保証課 電話番号(079)667-2121
電子メール：	mail@nihonseiko.co.jp
推奨用途及び使用上の制限：	減摩剤、花火、玩具用火薬、擬砲弾等

2. 危険有害性の要約

最重要危険有害性及び影響：

通常の取り扱いでは特に危険性はない。

GHS分類：

物理化学的危険性	: 分類対象外 (区分外)
健康に対する有害性	
急性毒性 (経口)	: 分類できない
急性毒性 (経皮)	: 分類できない
急性毒性 (吸入: 蒸気)	: 分類対象外
皮膚腐食性/刺激性	: 分類できない
眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	: 分類できない
呼吸器感作性	: 分類できない
皮膚感作性	: 分類できない
生殖細胞変異原性	: 分類できない
発癌性	: 分類できない
生殖毒性	: 分類できない
特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)	: 分類できない
特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)	: 分類できない
吸引性呼吸器有害性	: 分類できない
水生環境有害性・急性	: 分類できない
水生環境有害性・慢性	: 分類できない
環境に対する有害性	

ラベル要素：

絵表示又はシンボル	なし
注意喚起語	なし
危険有害性情報	なし

※本物質は、労働安全衛生法での“名称等を表示すべき有害物”の対象物質で無い事、並びに現在GHS標記への移行作業中であり、MSDS標記と包装紙やラベル標記とは異なる標記となります。

製品名：三硫化アンチモン

発行番号：Q0715-11

発行日：2009年10月21日

ページ：1 / 6 Page

<p>注意書き</p>	<p>【予防策】 全ての安全注意を読み終えるまで取り扱わない事。 粉塵を吸入しない事。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙はしない事。 適切な保護具、手袋、防塵マスク及び顔面用保護具を着装する事。 取り扱い後は、粉塵との接触部位を十分洗浄する事。</p> <p>【対応】 皮膚に付着した場合：汚染された衣服や靴等の汚れを落としたのち、付着部又は接触部を石鹼水で洗浄し、多量の水を用いて洗い流す。 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、鼻をかませ、うがいをさせる。</p>
<p>3. 組成・成分情報^{③, ④}</p> <p>単一製品・混合物の区別： 化学名： 別名： 英語名： 化学式又は構造式： 成分及び含有量： 危険有害不純物： 官報公示整理番号： CAS番号： EINECS番号：</p>	<p>単一製品 三硫化アンチモン 硫化アンチモン Antimony Trisulfide Sb_2S_3 Sb_2S_3 98.6% AsO. 06%、PbO. 12%、SiO₂O. 61% 既存化学物質No. 1-567 1345-04-6 215-713-4</p>
<p>4. 応急措置(医師の処置を受けるまでの救急方法)^{②, ③}</p> <p>皮膚に付着した場合： 吸入した場合： 目に入った場合： 飲み込んだ場合：</p>	<p>汚染された衣服や靴等の汚れを落としたのち、付着部又は接触部を石鹼水で洗浄し、多量の水を用いて洗い流す。 空気の新鮮な場所に移動し、鼻をかませ、うがいをさせる。 直ちに清浄な水で15分間以上洗浄を行なう。 直ちに医師の手当てを受ける。</p>
<p>5. 火災時の措置^{②, ③}</p> <p>消火剤： 特定の危険有害性： 消火を行う者の保護：</p>	<p>ハロゲン系の消火剤は三硫化アンチモンとの混合加熱により、爆発の可能性があるので使用してはならない。それ以外の水、粉末、炭酸ガス消火器を用いて消化する。 本製品は高温により亜硫酸ガス及び酸化アンチモンの煙霧を発生するので、周辺火災の場合は速やかに安全な場所に移す。 保護具を着装し、風下で作業しない。</p>

製品名：三硫化アンチモン
 発行番号：Q0715-11
 発行日：2009年10月21日
 ページ：2 / 6 Page

<p>6. 漏出時の措置^{②, ③}</p> <p>人体に対する注意事項： 環境に対する注意事項： 回収・除去方法：</p> <p>二次災害の防止策：</p>	<p>作業時には暴露防止の保護具を着用し、風下で作業しない。 漏出物が河川等に排出されないように注意する。 少量の場合、箒等で掃き寄せ容器に回収して産業廃棄物として処理する。 多量の場合、飛散したものは空容器に可能な限り回収し、残留物は注意深く完全に集め、産業廃棄物として処理する。 飛散した場所にはロープを張るなどして人の出入りを禁止する。</p>
<p>7. 取り扱い及び保管上の注意^{②, ③}</p> <p>取り扱い： 技術的対策</p> <p>安全取扱注意事項</p> <p>保管： 保管条件</p> <p>容器包装材料</p>	<p>取り扱い時には保護具を着用して、目、口、皮膚への接触を防ぐ。 取り扱いは換気の良い場所で行う。 休憩場所には、手洗い、洗顔等の設備を設け、取り扱い後に手、顔等を良く洗う。 休憩場所には、手袋等の汚染された保護具を持ち込んではいない。 指定された場所以外では、飲食、喫煙を行ってはならない。</p> <p>飛散した粉塵を吸い込まないようにする事。 口に入れないこと。 目や皮膚に接触させないこと。 作業後は手や顔を洗い、汚れた衣服を着替える事。 河川等に廃棄しない事。</p> <p>吸湿を避ける為、湿度の低い換気のよい場所で、密封状態で保管する。 容器は、容器試験基準に適合していることを自主確認する事。</p>
<p>8. 暴露防止及び保護措置^{②, ③, ⑤}</p> <p>管理濃度： 許容濃度：</p> <p>設備対策：</p> <p>保護具：</p>	<p>無し。 日本産業衛生学会(2004～2005年度版)； 0.1 mg/m³ (アンチモン及びアンチモン化合物に対してSbとして) ACGIH(2005年度版)；0.5 mg/m³ (アンチモンとアンチモン化合物及びSb₂O₃の取り扱いと使用に対してTLV-TWA Sbとして)</p> <p>屋内においては、通気性を良くし、屋内換気及び排気装置を設置する。屋外においては風上から作業する。 洗顔設備、洗眼設備、シャワー設備を作業場近くに設置する。</p> <p>呼吸器の保護具：防塵マスク 手の保護具：ゴム又はビニール製 目の保護具：普通型保護眼鏡またはフェイスシールド 皮膚及び身体の保護具：長袖の作業衣</p>

9. 物理的及び化学的性質^{①, ②, ③}	
外観： 沸点： 蒸気圧： 融点： 比重： 溶解度 水 その他	黒色粉末または銀黒色小塊状 1, 180°C 1, 17mmHg (500°C) 550°C 4, 6 (13°C) 1, 75mg/l (18°C) 濃塩酸には可溶である。
10. 安定性及び反応性^{②, ③}	
安定性・反応性：	空气中で高温に熱すると溶融する前に発火し、青い炎を上げて燃える。 燃焼により亜硫酸ガスと三酸化アンチモンを生じる。 塩素酸カリウムとの混合物は電気花火により起爆する。 硝酸カリウム(酸化剤)との混合物は赤熱により発火する。
11. 有害性情報（人についての症例、免疫学的情報を含む^{②, ③, ④, ⑥}	
急性毒性 ^{④⑥⑧⑨} ： 皮膚刺激性： 眼刺激性： 生殖細胞変異原性： 発癌性： 日本産業衛生学会 ACGIH (産業衛生専門家会議) EPA (米国環境保護庁) NTP (米国国家毒性プログラム) EU (欧州連合) IARC (国際ガン研究機関) 生殖毒性： 特定標的臓器・全身毒性： (単回暴露) (反復暴露) 吸引性呼吸器有害性：	LD ₅₀ (腹腔内、マウス) ; 209mg/Kg LDL ₀ (腹腔内、ラット) ; 1, 390mg/Kg アンチモン化合物として刺激性ありとの記載がある。 アンチモン化合物として刺激性ありとの記載がある。 知見データなく、分類できない。 ガン原性分類はされていない。 ガン原性分類はされていない。 ガン原性分類はされていない。 ガン原性分類はされていない。 ガン原性分類はされていない。 グループ3 知見データなく、分類できない。 知見データなく、分類できない。 知見データなく、分類できない。
12. 環境影響情報^③	
残留性／分解性： 蓄積性： 生態毒性： 水生環境有害性・急性： 水生環境有害性・慢性：	無機酸化物固体で非該当。 知見データなく、分類できない。 知見データなく、分類できない。 知見データなく、分類できない。 知見データなく、分類できない。

13. 廃棄上の注意^{②, ③}	
残余廃棄物： 汚染容器・包装：	産業廃棄物として処理する。 産業廃棄物として処理する。
※廃棄については、各地域の廃棄規制に注意し、従う事。	
14. 輸送上の注意^③	
陸上〔鉄道／道路〕： 容器表示： 国連分類： 国連番号：	車両には、運搬事故時の応急処置に必要な暴露防止上の保護具、及び漏出時の為の回収措置の道具を備える。 非該当 非該当 危険有害不純物A ≤ 0. 5%未満の為非該当
※国連規則：特別規定SP45条は、国連番号1549（危険物分類クラス6. 1、包装等級3に適用される。総重量中ヒ素が0. 5%を超えないアンチモン硫化物および酸化物はこれらの規則の対象とはならない。	
15. 適用法令^{②, ③, ⑦}	
水質汚濁防止法関連： バーゼル条約： PRTR法： 労働安全衛生法：	アンチモン(要監視項目指定) 対象有害廃棄物(Y27:アンチモン化合物) 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1、No. 31アンチモン及びその化合物) 名称等を通知すべき有害物(法第57条の2、施行令第18の2別表第9、No. 38アンチモン及びその化合物)
※適用法令については、各地域の法規制に従うこと。	
16. その他の情報	
用途(使用目的)： 記載内容の取り扱い： 引用文献等：	減摩剤、花火、玩具用火薬、擬砲弾等 記載内容は現時点で入手できた資料、情報、データ等に基づいて作成しており、新しい知見により改訂される事があります。 また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものですので、特別な取り扱いをする場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。 ①無機化学全書IV-4(丸善) ②神奈川県環境科学センター個別物質項目 ③昭和化学(株) 硫化アンチモン(Ⅲ)MSDS ④産業中毒便覧(医歯薬出版)1 ⑤許容濃度提案理由書集 日本産業衛生学会編 中央労働災害防止協会 ⑥STN International RTECS file results ⑦危険物船舶輸送及び貯蔵規則 (成山堂、運輸省海上技術安全局監修)

来歴：	版番号	発行日	制定・改訂内容
	01	95. 06. 01	新規作成
	02	95. 12. 01	総合見直し
	03	96. 04. 01	フォーマットの変更 危険有害性レベル基準の見直し
	04	96. 05. 10	英語名の変更 微量不純物表示を%表示に変更
	05	98. 04. 10	国連分類見直し バーゼル条約追加
	06	00. 04. 25	PRTR法、労働安全衛生法追加
	07	02. 09. 26	微量不純物にSiO ₂ を追加 PRTR法に砒素及びその化合物を追加
	08	03. 05. 28	労働安全衛生法にシリカを追加 JIS及びPRTR対応のため全面見直し
	09	06. 07. 31	発行番号をC-07からQ0715に変更 製品名にP4を追加。14項に国連規則の追加
	10	07. 07. 25	GHS対応全面見直し
	11	09. 10. 21	PRTR法改定のため政令指定番号変更